

新規加入の皆様へ国民健康保険料についてのご案内

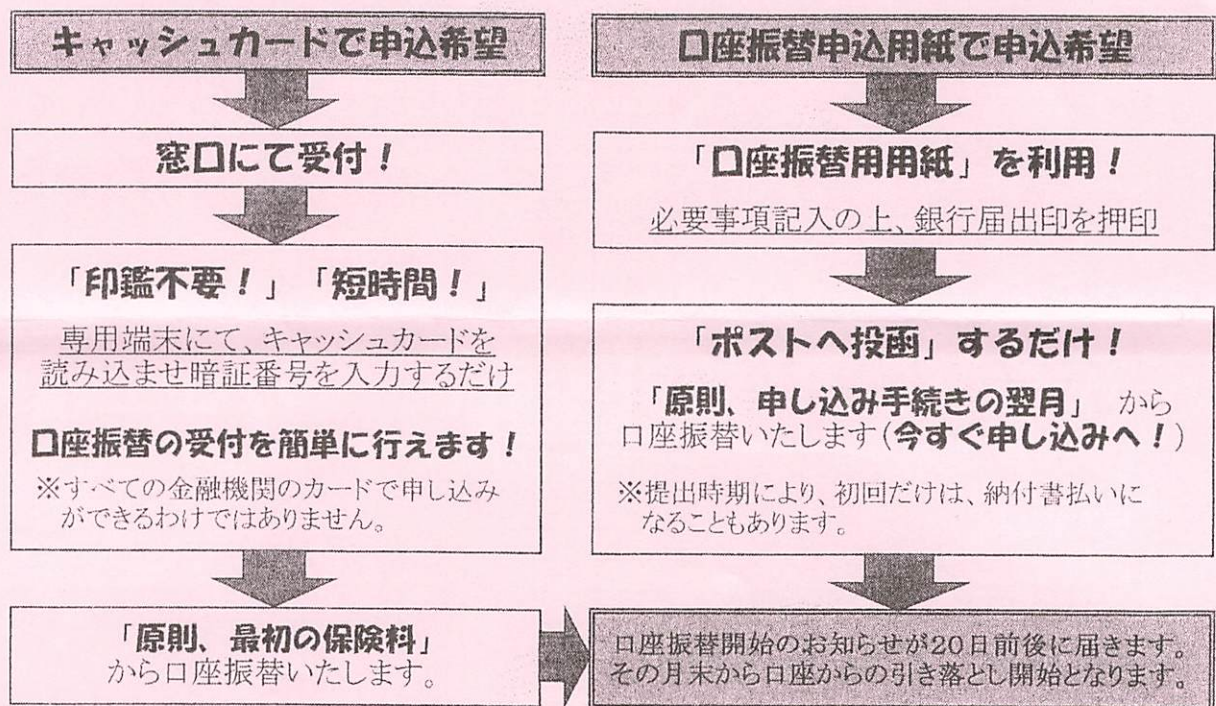
1. 納付義務者は世帯主です

- (1) 世帯に国保の被保険者がいる場合、世帯主が国保の被保険者であるかないかに関わらず、世帯主が保険料の納付義務者となります。
- (2) 保険料を納めていただく納入通知書は、原則翌月20日頃にお届けいたします。
※届け出が月初めの場合には、届け出月の20日頃にお届けする場合があります。

2. 保険料の決まり方

- (1) 初回の保険料は、前の健康保険の資格喪失時(転入の方は転入時)まで遡り、年度単位で計算されます。
- (2) 市外から転入された方の保険料は、最初は基本料金(平等割・均等割)のみを計算し、前住所地に所得等を照会した後、改めて保険料(所得割)を計算し、お知らせいたします。

3. 保険料の納付には口座振替が簡単・便利でお勧めです



4. 国民健康保険を脱退する時は、脱退の手続きが必要です

- (1) 職場の健康保険加入や、その被扶養者となった時は、国民健康保険の脱退が必要です。
- (2) 医療保険課又はお近くの市民センターにて脱退の手続きを行ってください。
※社会保険に加入しても、会社等は国民健康保険の脱退手続きまでは行ってくれませんので、ご注意ください。